

8/10 受取

平成27年8月7日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中村典子

平成27年(ハ)第8号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年6月26日

判 決

山口市 [redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都 [redacted]

被 告

同代表者代表取締役

[redacted]

田 邊 一 隆

株式会社クレディセゾン

[redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、40万9843円及びうち30万7136円に対する平成26年9月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求の原因の要旨

- (1) 原告は、被告との間で、クレジットカード会員契約を締結し、当該カードにより平成9年6月9日から平成20年2月5日まで、別紙計算書記載のとおり借入と返済を繰り返した（以下、「本件キャッシング取引」という。）。
- (2) 本件キャッシング取引について、利息制限法が定める法定利率に従って計算すると、本件キャッシング取引は平成20年2月5日現在30万7136円の過払金が発生している。被告は、法律上の原因なく上記金員を利得している。
- (3) 被告は、本件キャッシング取引が、利息制限法の定める法定利率を超えて

いる取引であることを知っていた。

## 2 争点及び争点に対する当事者の主張

### (1) 本件キャッシング取引は、継続的取引といえるか

#### (被告の主張)

本件キャッシング取引は、毎月10日締切り、翌月5日（休日の場合は翌金融機関営業日）の元利一括払である。利息の計算は、借入残高に対し利息計算するものではなく、借入の都度、借入元金に対し、約定返済日まで利息計算するものである。よって、本件キャッシング取引に基づく債務の返済は、借入ごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているもので、借入金の全体に対し対応するものではない。

したがって、ある利用とある返済は明確に対応し、別の利用とそれに対応する返済には何ら影響を与えることはなく、過払金の充当合意は認められない。

#### (原告の主張)

本件キャッシング取引は、原告が被告から一定の利用限度額の範囲内で繰り返し借り入れができ、これに対する返済は、前月11日から当月10日までの間に借り入れた元本に約定の利率による利息を付して翌月5日（休日の場合は翌金融機関営業日）に、あらかじめ原告が指定した金融機関の口座からの振替えの方法によって返済するものと定められていたものである。

このように、本件キャッシング取引は、金銭消費貸借契約の基本的な条件を定めるものであって、いわゆる基本契約に該当する。

同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付とその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は、借入総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられることから、弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果当該借入金債務が完済され、これに対する弁済の指定が無意味となる場合には、特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に対する弁済を指定したものと推認することができる（最判平成15年7月18日民集57巻7号

895頁参照、以下、「15年判決」という。)。これに対して、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものということとはできない。しかし、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである（最判平成19年6月7日民集61巻4号1537頁参照）。

これを本件についてみると、例えば、平成9年12月5日の10万3265円の返済は、同年10月12日から同年11月5日までの4回にわたる合計10万円の借入に対応するものとみられるが、同借入の締切りから上記返済までの期間に、原告は、被告から3回にわたって合計5万円の借入を行っており、上記返済にかかる約定利息のうち制限超過部分を超えて支払った部分は、上記平成15年判決の規範により、弁済当時存在する他の借入金債務、すなわち、上記5万円（及び上記支払までの制限利息）に充当することを指定したものと推認される。このように、本件基本契約は、貸付とそれに対する返済に一応の対応関係があったとしても、利用期間内の貸付に対する支払までの間に、次期利用期間の貸付が当然に予定されており、したがって、本件基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

## (2) 消滅時効

### (被告の主張)

平成16年12月5日8万円の借入は、平成17年1月5日8万1888円を返済して終了となる。

平成17年1月5日以前の取引は、訴えの提起日平成27年1月8日には既に10年を経過しており、原告の被告に対する不当利得返還請求権は時効

消滅している。よって、被告は、消滅時効を援用する意思表示をする。

以上によれば、本件キャッシング取引の過払金については、3万2750円を超えて存在しない。

(原告の主張)

過払金充当合意を含む基本契約に基づいて反復継続して行われた取引から生じた過払金返還請求権の消滅時効は、取引終了時から進行するのであるから、本件過払金はすべて時効にかかっていない。

(3) 悪意の受益者

(原告の主張)

貸金業者である被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り悪意の受益者と推定される。ところが、被告は、原告との取引の都度、貸金業法17条書面、18条書面を交付した事実を立証していない。したがって、被告は悪意の受益者といえることができる。

(被告の主張)

被告は、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)について

被告は、本件キャッシング取引は、借入の都度、借入元金に対し、約定返済日まで利息計算するもので、1回払であり、継続的取引ではないと主張するが、本件キャッシング取引は、1回だけで取引が終了するものではなく、当事者間で定めた範囲の金額を繰り返し借り入れ、繰り返し返済がされている取引であると認めることができる（甲1、弁論の全趣旨）。したがって、その実質は、基本契約に基づき反復継続して行われた取引であり、限度額の範囲内で原告が借入れと返済を繰り返している取引であるから1個の連続した貸付取引である

と評価できる。したがって、1回払取引の弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果過払金が発生した場合には、同過払金発生時に他の借入金債務が存在すればそれに充当されるのはもちろん、他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

なお、被告は、制限利率の範囲内で行われた借入金債務に過払金は充当されない旨主張するが、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付とその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主は、借入総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられることから、充当合意の中に、そのような意味を含んでいると解することはできないので、被告の主張は採用できない。

## 2 争点(2)について

本件キャッシング取引は、1個の連続した取引と評価できるので、その消滅時効は、取引終了時から進行すると解される。本件キャッシング取引の取引終了時は平成20年2月5日であるから、まだ消滅時効にかかっていないのは明らかである。

## 3 争点(3)について

被告は、本件取引が貸金業法43条1項の適用を受けることについて、第2の2(3)記載の主張をするのみで、具体的に主張、立証しない。また同項の適用を受けると認識したことについて特段の事情がある点についても、それを基礎付ける事情について主張、立証しないから、被告は悪意の受益者といえることができる。したがって、被告には、過払金が発生したときから法定利息を付して返還する義務が認められる。

以上に基づいて判断すると、原告の請求は理由がある。

山口簡易裁判所

裁 判 官 堀 田 文 雄

これは 正本 である。

平成27年8月7日

山口簡易裁判所

裁判所書記官 中 村 典 子

